1. **国立大学法人等債券の発行を必要とする理由**

（例）

・国立大学法人法第33条第１項に基づく同法施行令第８条第４号で定める国立大学における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため

1. **国立大学法人法施行令第14条第３項第１号から第８号までに掲げる事項**

(1)国立大学法人等債券の名称 　　　　国立大学法人○○大学債券

(2)国立大学法人等債券の総額 　　　　金●●円

(3)各国立大学法人等債券の金額 ●●円

(4)国立大学法人等債券の利率　　　 ●％ （予定）

(5)国立大学法人等債券の償還の方法及び期限

（例）

* 1. 本債券の元金は、令和●年●月●日にその全額を償還する。
  2. 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。
  3. 本債券の買入消却は、振替機関が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。

(6)利息の支払の方法及び期限

（例）

1. 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和●年●月●日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日及び●月●日の２回に各その日までの前半か年分を支払う。
2. 発行日の翌日から令和●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。
3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。
4. 償還期日後は利息をつけない。

(7)国立大学法人等債券の発行の価額 各債券の金額●●円につき金●●円（予定）

(8)社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

（例）

社債等振替法の規定の適用がある債券として発行する。

1. **国立大学法人等債券の募集の方法**

（例）

一般募集

①本債券は、令和●年●月を目処として、資金調達の必要を生じた日に募集し、すみやかに払込を受けるものとする。本債券の発行価額は、各債券の金額●●円につき金●●円（予定）とし、この価額により一般募集するものとする。

②応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

1. **発行に要する費用の概算額**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (1) | 引受手数料 | 額面●●円につき | ●●銭 | ●●●● | 円 |
| (2) | 受託事務委託手数料 |  |  | ●●●● | 円 |
| (3) | 元金償還手数料 |  |  | ●●●● | 円 |
| (4) | 利息支払手数料 |  |  | ●●●● | 円 |
| (5) | 新規記録手数料 | 額面●●円につき | ●●銭 | ●●●● | 円 |
| (6) | 雑費（格付費用等諸経費） |  |  | ●●●● | 円 |
|  | 合　　　　計 |  |  | ●●●●●● | 円 |

1. **上記2.に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項**

（例）

社債等振替法の規定の適用がある債券として発行し､券面の発行がないため､該当事項なし。

1. **引受並びに募集の取扱者**

××株式会社 （代表）

1. **振替機関**

××株式会社

1. **発行代理人及び支払代理人**

株式会社××